子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令

（子ども・子育て支援法施行規則の一部改正）

第一条　子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条―第一条の四） ［第一章の二・第一章の三　略］ 第一章の四　子育てのための施設等利用給付 第一節　施設等利用給付認定等（第二十八条の三―第二十八条の十四） 第二節　施設等利用費の支給（第二十八条の十五―第二十八条の二十一） 第一章の五　乳児等のための支援給付 第一節　乳児等支援給付認定等（第二十八条の二十二―第二十八条の二十九） 第二節　乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給（第二十八条の三十―第二十八条の三十三） 第二章　特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者並びに特定子ども・子育て支援提供者 第一節　特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者 第一款　［略］ 第二款　特定地域型保育事業者（第三十九条―第四十四条） 第三款　特定乳児等通園支援事業者（第四十四条の二） 第四款・第五款　［略］ 第二節　［略］ ［第三章～第六章　略］ 附則 （法第七条第十項第四号ハの政令で定める施設の利用状況の報告） **第二十八条の十四**　［略］ ［２・３　略］ ４　前条第二号に該当する満三歳未満の小学校就学前子どもの保護者は、第二十八条の二十九第一項又は第二項の規定による書類の提出をしたときは、第一項又は第二項の規定による書類の提出をすることを要しない。 **第一章の五**　乳児等のための支援給付 **第一節**　乳児等支援給付認定等 （乳児等支援給付認定の申請等） **第二十八条の二十二**　法第三十条の十五第一項の規定により同項に規定する認定（以下「乳児等支援給付認定」という。）を受けようとする支給対象小学校就学前子ども（法第三十条の十四に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。 一　当該申請を行う保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る支給対象小学校就学前子どもの居住地） 二　当該申請に係る支給対象小学校就学前子どもの氏名、生年月日及び当該支給対象小学校就学前子どもの保護者との続柄	目次 第一章　総則（第一条―第一条の四） ［第一章の二・第一章の三　同上］ 第一章の四　子育てのための施設等利用給付 第一節　施設等利用給付認定等（第二十八条の三―第二十八条の十四） 第二節　施設等利用費の支給（第二十八条の十五―第二十八条の二十一） 第二章　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援提供者 第一節　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者 第一款　［同上］ 第二款　特定地域型保育事業者（第三十九条―第四十四条） 第三款・第四款　［同上］ 第二節　［同上］ ［第三章～第六章　同上］ 附則 （法第七条第十項第四号ハの政令で定める施設の利用状況の報告） **第二十八条の十四**　［同上］ ［２・３　同上］ ［項を加える。］ ［章を加える。］ ［節を加える。］ ［条を加える。］